

教育委員会事務局債権対策部会設置要綱

平成26年5月30日教育長決裁
26川教庶第225号

(目的及び設置)

第1条 教育委員会事務局が所管する債権について、法令又は条例若しくは規則等の定めるところに従い、その督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行期限の延長その他の市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行うため、教育委員会事務局債権対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

(対策部会の所掌事務)

第2条 対策部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局所管債権の債権対策の取組の進捗状況の把握
- (2) 教育委員会事務局所管債権の収入状況の把握
- (3) 債権対策に関する情報の共有・調整
- (4) その他部会長が必要と認める事務

(対策部会の構成)

第3条 対策部会は、次の職にある者を委員として構成する。

部会長	教育次長
副部会長	総務部長
部会員	教育政策室長 教育環境整備推進室長 職員部長 学校教育部長 健康給食推進室長 生涯学習部長 総務部庶務課長 総務部学事課長 職員部給与厚生課長 健康給食推進室担当課長（強化債権所管課長）

2 部会長は、会務を総理し、対策部会の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が職務を代理する。

(部会)

第4条 対策部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 対策部会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策部会の運営について必要な事項は、対策部会に諮り、教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。